

電子登録債権に関する決済の安定性の確保 その他の利用者の保護

～その他の利用者の保護～

平成18年10月10日（火）

金融庁

目 次

1. 個人が電子登録債権の利用者となる場合の弊害防止 ……1
2. 業務規程等の利用者への周知 ……5
3. 利用者の情報の保護 ……6
4. 利用者のIT環境 ……8

資料1 個人が電子登録債権の利用者となる場合の弊害防止

○ 法制審中間試案では、

- ① 電子登録債権に係る意思表示をした者が消費者である場合、民法の特則である第三者保護規定を適用しない、
- ② 電子登録債権に係る債務の債務者が消費者である場合には、人的抗弁の切断の規定を適用しない、
- ③ 電子登録債権の譲渡人が消費者である場合には、善意取得の規定を適用しない、

とされており、法制的な保護がとられている(補足資料参照)。

(参考)法制審中間試案

第1の2(2) 意思表示の不存在・意思表示の瑕疵と第三者保護

- 「a. 電子登録債権に係る意思表示をした者は、善意かつ無重過失の第三者(詐欺による取消にあっては、取消し後の第三者に限る。)に対して、心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺[若しくは強迫]による取消しを対抗することができないものとする。
- b. 電子登録債権に係る意思表示をした者が消費者(消費者契約法2条1項に規定する消費者をいう。以下同じ。)である場合には、民法の特則であるaは適用しないものとする。」

第3の4(4) 消費者保護

「電子登録債権に係る債務の債務者が消費者である場合には、人的抗弁の切断の規定の適用はないものとし、電子登録債権の譲渡人が消費者である場合であって、当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないときは、善意取得の規定の適用はないものとする。」

○ 電子登録債権において保護される個人の範囲は、消費者契約法における消費者と一致させることでよいと考えるがどうか。

- ・電子登録債権において保護する個人の範囲を、消費者契約法における消費者より狭めた場合、消費者契約法の適用される消費者契約を原因として発生した電子登録債権について、原因関係と同様の消費者としての保護が受けられない場合が生じることになる。
- ・保護する範囲を拡大する場合、個人事業者が電子登録債権を利用できなくなる可能性がある。

(注) 消費者に該当するか否かは、具体的事情に基づいて個別に判断される。

(「コンメンタール消費者契約法」)

「当該契約の主要な目的が何か、事業との関連性の強弱、相手方当事者との当該契約に対する情報や交渉力の格差の有無や程度等をメルクマールに具体的契約について総合的に判断する」

(参考)消費者契約法における消費者

・定義

「この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。」（消費者契約法第2条）

・消費者を保護する趣旨

「消費者契約法において『事業者』とは、第1に『法人その他の団体』であり、第2に『事業として又は事業のために契約の当事者となる場合の個人』である。これらのものは反復継続的な活動が予定されており、構造的に消費者との間に契約に関して情報の質、量および交渉力について優位な地位にあると考えられる」（「コンメンタル消費者契約法」）

	何の事業も営んでいない個人	個人事業者
事業として 又は事業 のため	① —	② 例：商品の仕入 事業所の賃借等
上記以外	③ 例：サラリーマンがインターネットで商品を購入	④ 例：商店主が自宅を購入

$$\text{消費者} = \text{③} + \text{④}$$

- 消費者にとっては、紛争に巻き込まれること自体が不利益であり、紛争を未然に防止することが重要ではないか。このため、どのような方策が考えられるか。

(例)

- ・二重支払の危険等の防止のため、管理機関が、同期的管理の方法を提供する。
- ・登録された内容を、速やかに消費者に通知する。
- ・法定外の任意的申請事項として、「取引当事者が消費者ではない」旨の登録は認めない。
- ・支払期日の前にあらかじめ支払期日、支払金額等を消費者(債務者)に通知する。

資料2 業務規程等の利用者への周知

○業務規程により申請の方法などの運営に関する重要事項が定められることとなるが、業務規程の周知について、どう考えるか。

(例)

- ・業務規程やその概要をインターネット等で容易に閲覧できるようにする。
- ・利用者に対するID等の付与に際し、業務規程やその概要を周知する。

○特に個人について、制度の概要等をどのように周知すべきか。

(例)

- ・利用契約に先立ち、電子登録債権の特性や取引に係るリスク等を分かりやすく説明した資料を作成する。
- ・最初に利用契約を締結するにあたっては、説明資料に基づく説明を行い、書面で交付する。
(例 証券取引法第40条 等)
- ・交付する書面には、一定程度の文字の大きさを確保するとともに、重要事項が分かるよう配慮する。
(例 金融先物取引法施行規則第19条、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則第17条、等)
- ・電子的な手続きにより申請が行われる場合、説明資料を読まなければ、ネット上での申請手続きを進められないようにする。
- ・説明資料をネットに掲載する。

○利用者への周知に関し、その他にどのような方策が考えられるか。

資料3 利用者の情報の保護

管理機関は秘密保持や本人確認、情報セキュリティ対策を万全に行うことが当然に求められると考えられるが、その他に利用者の情報の保護に関し、検討を行う必要がある。

(注) 個人情報保護法による規制

データベースを構成する個人の数の合計が5千人超の場合、個人情報取扱業者として個人情報保護法の適用対象となり、同法に則った運用が義務づけられる。

○管理機関は、登録原簿の情報に関し秘密保持義務を負うと考えられるが、業務遂行のために登録原簿の情報の一部を管理機関外に提供することは、どのような場合に許されると考えるか。

(例)・同期的管理を実現するために、支払期日等に関する情報を提供する。

- ・支払期日までに支払等登録が行われなかった債務者に関する情報を管理機関相互間で共有する。
- ・個別の利用者を明らかにしない形で、登録されている電子登録債権に関する統計(債務者の年齢別・月毎の不渡りの傾向に関する統計資料など)を作成する。

○仮に管理機関が他の業務を兼業する場合に、登録原簿の情報を他の業務に流用することは許されないと考えるがどうか。

(例)・登録原簿からライバル企業の経営状況や顧客に関する情報を入手して、自己の業務に利用する。

- ・登録原簿の情報をもとにして、他業関連のダイレクトメールを送付する。
- ・登録原簿の情報を融資のための審査に活用する。

(注) 登録事項についての開示請求権者は、原簿に当事者として記載されている者等に制限されているが、そのほかに管理機関が業務規程で定める者も開示を請求できることとされている。

○利用者の情報保護に関し、その他にどのような方策が考えられるか。

(参考) 情報保護に関する規定

秘密保持義務規定

振替機関の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(社債等の振替に関する法律 第7条)

安全管理措置規定

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護に関する法律 第20条)

目的外利用の制限

保険会社は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(保険業法施行規則 第53条の10)

手形交換所の規則(不渡情報の適正な管理)

1. 交換所および参加銀行は、不渡報告…の漏えい…が生じないように適正に管理しなければならない。
2. 交換所は、細則で定める場合を除き、参加銀行以外のものに不渡情報を提供してはならない。
3. 参加銀行は、不渡情報を手形取引の円滑化の確保および当該参加銀行の与信取引上の判断のためにのみ利用するものとし、当該参加銀行以外のものに不渡情報を提供してはならない。
4. 交換所および参加銀行は、細則で定める安全管理に沿った措置を講じるものとする。

(東京手形交換所規則 第65条の2)

資料4 利用者のIT環境

○電子登録債権が多くの利用者に適切に利用されるために、利用者のIT環境への配慮が重要なのではないか。

(例)

- ・簡単に操作ができるインターフェイスを構築する。
- ・申請について、任意に設けられる機関を経由して行えるようにする。
- ・電子的手段以外での申請も行えるようにする。
- ・電子登録債権の利用を促進する民間主体が利用者のIT環境整備を支援する。

(参考) CIWEB(ゼネコンとの見積・注文業務などの取引業務を電子化したシステム)においては、発注者側で以下のようなサポートが行われている。

- ・初期設定、操作教育の出張サービス
- ・操作学習ソフトの販売
- ・システム操作やトラブルに関する問い合わせ対応